

一般会計からの繰入金の状況
(令和5年度)

Ⅰ. 地方公営企業法第17条の2第1項第1号に係るもの (その性質上、当該地方公営企業(病院事業)の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費)	
内訳	繰入額(円)
救急医療の確保に要する経費	453,204,000
保健衛生行政事務に要する経費	8,364,000
Ⅱ. 地方公営企業法第17条の2第1項第2号に係るもの (当該地方公営企業(病院事業)の性質上、能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費)	
内訳	繰入額(円)
病院の建設改良(企業債元利償還含む)に要する経費	1,080,702,000
感染症医療に要する経費	12,182,000
周産期医療・小児医療に要する経費	260,426,000
リハビリテーション医療に要する経費	168,065,000
高度医療に要する経費	88,079,000
Ⅲ. 地方公営企業法第17条の3に係るもの (特別の理由により必要がある場合)	
内訳	繰入額(円)
院内保育所の運営に要する経費	12,269,000
医師及び看護師等の研究研修に要する経費	19,543,000
医師確保対策に要する経費	72,140,000
病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	42,756,000
地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	207,063,000
地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	40,785,000
公立病院改革プランに要する経費	2,200,000
繰入金合計	2,467,778,000